

財務省告示第百二十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十年三月二十一日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年四月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額
利付国庫債券（二十年）（第四十回、第四十一回、第四十二回、第四十三回、第四十四回、第四十五回、第四十六回、第四十七回、第四十八回、第四十九回、第五十回、第五十一回、第五十二回、第五十三回、第五十四回、第五十五回、第五十六回、第五十七回、第五十八回、第五十九回、第六十回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七	成債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	利回り格差（第十七号）に規定す	札に於ける競争に付して行われる入	九百四十九億九千八百五十七万	九百四十九億九千八百五十七万

十四 利 子

に係る所得税が源泉徴収されるもの
 るものとして振替口座簿中の
 口座に記載又は記録されるもの
 のに於いては、前記の算式
 に、金額に百分の十を乗じた該
 金額（たゞし、当該国債を発行
 時に、又は外国取得者が非居
 住者又は前記の算式による算
 出た金額に（一）の法による算
 出た金額が適用を受ける者又
 は外国税法人が適用を受ける所
 得税の税率を乗じた金額）を
 控除することができる。を
 第十号に規定する発行日後の
 各発行対象国債の支払期を支
 払期とし、各支払期において、
 次の算式により算出した金額
 を支払う。ただし、支払期が
 銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（次号
 において規定する期日につい
 て同じ。）。

各発行対象国債の額×
 発行対象国債の利率 / 100 × 1
 / 2

償還期限
 償還金額
 入札の基
 準とする
 各発行対

（別表のとおり）
 額、金額、年、月、日、千、百、円
 平成二十年三月十三日付で日本
 証券業協会の発表した公債店
 頭売買取参考統計値表に掲載され

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付二十年庫債券）	二・三%	平成二十三年九月三十日	三十八億円
（利付二十年庫債券）	二・五%	平成二十三年三月三十一日	三十四億円
（利付二十年庫債券）	二・六%	平成二十三年三月三十一日	六十八億円
（利付二十年庫債券）	二・五%	平成二十三年三月二十二日	八十八億円
（利付二十年庫債券）	二・四%	平成二十三年三月二十二日	十億円
（利付二十年庫債券）	二・二%	平成二十三年三月二十二日	十七億円
（利付二十年庫債券）	二・二%	平成二十三年三月二十二日	十一億円
（利付二十年庫債券）	一・九%	平成二十三年三月二十四日	二十四億円
（利付二十年庫債券）	一・四%	平成二十三年三月二十四日	八十三億円
（利付二十年庫債券）	一・〇%	平成二十三年三月二十五日	四百五十四億円

（別表）

十八 象国債の
元利支
払場所
十九 入札参加者
二十 払込期日
た各発行対象国債の平均値の単
利回りとする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十年三月二十一日

（利付
第二十六
十年庫
二）債
回 券
）

○
・
八
%

日 年 平
六 成
月 三
二 十
十 五

百
七
十
億
円